

＊北海道公報		発行 北 海 道 (総務部法制文書課) 電話 011 - 231 - 4111 (内線 22-264) FAX 011 - 232 - 1385 印刷 富士プリント(株)
目次		ページ
告 示		
○土地改良区の定款の変更の認可.....		(農業支援課) 27
○道営土地改良事業計画の決定.....		(農業支援課) 27
○道営土地改良事業変更計画の決定.....		(農業支援課) 27
○道営土地改良事業の工事の完了.....		(農業支援課) 27
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定.....		(治山課) 28
○北海道の指定金融機関及び収納代理金融機関の一部改正.....		(経理課) 28
札幌医科大学告示		
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....		28
道旭川方面公安委員会告示		
○北海道旭川方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程.....		28
道釧路方面公安委員会告示		
○北海道釧路方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程.....		29
告 示		
北海道告示第287号		
土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成17年3月31日、秩父別土地改良区の定款の変更を認可した。		
平成17年4月12日		
北海道知事 高 橋 はるみ		
北海道告示第288号		
土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業計画を定めた。		
その関係書類は、平成17年4月13日から20日間、一般の縦覧に供する。		
なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。		
また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、当該		
決定に対して取消しの訴えを提起することができる。		
平成17年4月12日		
北海道知事 高 橋 はるみ		
北海道告示第289号		
土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。		
その関係書類は、平成17年4月13日から20日間、一般の縦覧に供する。		
なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。		
また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、当該		
決定に対して取消しの訴えを提起することができる。		
平成17年4月12日		
北海道知事 高 橋 はるみ		
北海道告示第290号		
次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。		
平成17年4月12日		
北海道知事 高 橋 はるみ		
地区名 事業の種類		完了年月日
中 頓 別	中山間地域総合整備（農業用排水、暗きょ）	平成13.11. 5
御 仁 田	農免農道整備	同 16. 9.10
桜 ケ 丘	同	同 16. 7.16

北海道告示第291号
森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。
平成17年4月12日
北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 解除予定保安林の所在場所 十勝郡浦幌町字ウツナイ20の1（次の図に示す部分に限る。）
(2) 保安林として指定された目的 風害の防備
(3) 解 除 の 理 由 用排水路用地とするため
2(1) 解除予定保安林の所在場所 斜里郡斜里町字美咲20の6（次の図に示す部分に限る。）
(2) 保安林として指定された目的 風害の防備
(3) 解 除 の 理 由 用排水路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を関係支庁経済部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第292号
平成10年北海道告示第1942号（北海道の指定金融機関及び収納代理金融機関）の一部を次のように改正し、平成17年4月18日から施行する。
平成17年4月12日
北海道知事 高 橋 はるみ

2 収納代理金融機関の項株式会社北陸銀行の事項中「同 同」を「道内に所在する店舗並びに大阪支店、平野支店、今里支店、名古屋支店、金山橋支店及び中村支店 同」に、同項三菱信託銀行株式会社の事項中「同 同」を「道内に所在する店舗 同」に改める。

札 幌 医 科 大 学 告 示

札幌医科大学告示第53号
次のとおり随意契約の相手方を決定した。
平成17年4月12日
札幌医科大学長 今 井 浩 三

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
札幌医科大学附属病院寝具類賃貸借契約
(1) 患者用寝具 1日1組当たりの単価 調達予定数量 282,000組
(2) 病衣 同 185,000組

(3) 肌着（下着） 1枚当たりの単価 同 6,600枚
(4) 肌着（中着） 同 6,600枚
(5) 肌着（長着） 同 6,600枚
(6) 洋オムツ 同 1,000枚
(7) 保育器用シーツ 同 3,800枚
(8) 宿直用寝具 1日1組当たりの単価 同 18,800組

2 随意契約の相手方を決定した日
平成17年3月17日

3 随意契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏 名 ワタキューセイモア株式会社
(2) 住 所 京都府綴喜郡井手町大字多賀小字茶臼塚12番地の2

4 随意契約に係る契約金額
(1) 135.9円
(2) 42.4円
(3) 34円
(4) 34円
(5) 34円
(6) 17.5円
(7) 50円
(8) 284.3円

5 契約の相手方を決定した手続
随意契約

6 随意契約によった理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項6号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 札幌医科大学事務局業務課
(2) 所在地 札幌市中央区南1条西16丁目

道旭川方面公安委員会告示

北海道旭川方面公安委員会告示第18号
北海道旭川方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成17年4月12日
北海道旭川方面公安委員会委員長 山 下 裕 久
北海道旭川方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程

北海道旭川方面公安委員会公印規程（昭和54年北海道旭川方面公安委員会告示第28号）の一部を次のように改正する。

別表中

北海道旭川方面公安委員会印	てん書	方 10	1 指定暴力団の事務所の立入検査に従事する職員の身分証明書の押印	を
			2 安全運転管理者証及び副安全管理者証の押印	
			3 自動車運転代行業の営業所立入検査に従事する職員の身分証明書の押印	
北海道旭川方面公安委員会印	てん書	方 10	1 指定暴力団の事務所の立入検査に従事する職員の身分証明書の押印	に改め、
			2 安全運転管理者証及び副安全管理者証の押印	
			3 自動車運転代行業の営業所立入検査に従事する職員の身分証明書の押印	
北海道旭川方面公安委員会	れい書	だ円形 縦 22 横 27	金属くず行商の証、銃砲刀剣類に係る使用人届出済証明書、技能検定通知書、猟銃・空気銃所持許可証、教習資格認定証、練習資格認定証、国外運転免許証、少年指導委員証、自動車運転代行業の営業所の立入検査に従事する職員の身分証明書の契印	を

北海道旭川方面公安委員会	れい書	だ円形	金属くず行商の証、銃砲刀剣類に係る使用人届出済証明書、技能検定通知書、猟銃・空気銃所持許可証、教習資格認定証、練習資格認定証、国外運転免許証、少年指導委員証、自動車運転代行業の営業所の立入検査に従事する職員の身分証明書及び駐車監視員資格者証の写真ちょう付欄の契印	に改める。
		縦 22		
		横 27		

」

附 則

この規程は、平成17年4月12日から施行する。

道釧路方面公安委員会告示

北海道釧路方面公安委員会告示第14号

北海道釧路方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年4月12日

北海道釧路方面公安委員会委員長 新 妻 賢 二

北海道釧路方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程

北海道釧路方面公安委員会公印規程（昭和54年北海道釧路方面公安委員会告示第18号）の一部を次のように改正する。

別表（第3条関係）中

3 自動車運転代行業の営業所の立入検査に従事する職員の身分証明書の押印	を	3 自動車運転代行業の営業所の立入検査に従事する職員の身分証明書の押印	に改め、
3 自動車運転代行業の営業所の立入検査に従事する職員の身分証明書の押印	を	4 駐車監視員資格者証の押印	に改め、

古物行商許可証、金属くず行商の証、銃砲刀剣類に係る使用人届出済証明書、技能検定通知書、猟銃・空気銃所持許可証、教習資格認定証、練習資格認定証、国外運転免許証、少年指導員証の写真ちよう付欄及び自動車運転代行業の営業所の立入検査に従事する職員の身分証明書の契印

を

古物行商許可証、金属くず行商の証、銃砲刀剣類に係る使用人届出済証明書、技能検定通知書、猟銃・空気銃所持許可証、教習資格認定証、練習資格認定証、国外運転免許証、少年指導員証の写真ちよう付欄、自動車運転代行業の営業所の立入検査に従事する職員の身分証明書及び駐車監視員資格者証の契印

に改める。

附 則

この規程は、平成17年4月12日から施行する。

正 誤

- 平成17年4月1日（号外第12号）
北海道規則第57号（支庁長事務委任規則の一部を改正する規則）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。
1 ページ右欄11行目の次に次のように加える。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

- 平成17年4月1日（号外第14号）
北海道人事委員会規則3 - 22（北海道人事委員会の権限の一部を事務局長に委任する規則の一部を改正する規則）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。
ページ 欄 行
13 右 35
誤 北海道人事委員会の権限の一部を事務局長に委任する規則の一部を改正する規則（北海道人事委員会規則3 - 3）の一部を次のように改正する。
正 北海道人事委員会の権限の一部を事務局長に委任する規則（北海道人事委員会規則3 - 3）の一部を次のように改正する。